

平成19年2月1日

規則第5号

熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の招集時期を定める規則

熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び11月に招集することを常例とする。ただし、必要があると認めたときは、繰上げ又は繰下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。